

伊丹市立天王寺川中学校 生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は伊丹市立天王寺川中学校生徒会とします。
- 第2条 本会は生徒の自発的、自治的な活動を通して生徒どうしが人間関係を深め、学校生活の向上を図ると同時に、自主的な生活態度や社会人としての資質を身につけることを目的とします。
- 第3条 本会は天王寺川中学校の生徒で組織し、顧問の先生をおきます。

第2章 組織

- 第4条 本会に次の会および部をおきます。
1. 生徒総会、執行部会、各学級委員長会、各委員会、各部教行委員会を次のように分けます。
 2. 学習委員会、風紀委員会、美化委員会、保健体育委員会、給食委員会、図書委員会
- 第5条 上の各会および各部には顧問の先生をおきます。
- 第6条 各会および各部の細則は別に定められます。
- 第7条 部活動の各部員は希望者により構成し、入退部については顧問の先生および担任の先生の許可を得なければなりません。

第3章 機関

- 第8条 本会に次の機関をおきます。
1. 生徒総会
 2. 執行部会
 3. 各学級委員長会
 4. 各委員会
 5. 各部会
 6. 選挙管理委員会
- 第9条 上の機関は次のような仕事をします。

1. 生徒総会は最高議決機関です。これは1年に1回以上開きます。臨時生徒総会は執行部会で必要と認めるとき、また学校からの議決要望があったとき開くことができます。
2. 執行部会は生徒会の運営に関することを審談し、原案を作成する機関です。そして生徒会々長1名、副会長2名、会計2名、総務6名で構成し、月1回以上開きます。
3. 各学級委員長会は各学年において正副委員長で組織し、各学年の委員長が運営上必要と認めるとき開きます。
4. 各委員会は生徒会のいろいろな仕事をやる機関で各委員運営上必要と認めるとき各委員長が開きます。

第10条 生徒総会において次のことを決めます。

1. 規則の改訂変更に関すること。
2. 本会に関する小業に関すること。
3. その他必要事項。

第11条 各機関は必要なことを協談し決議します。

第12条 すべての会議は各構成人員の3分の2以上出席して成立し、その議決は出席者の過半数をもって決めます。また、可否同数の場合は、議長採決とします。

第4章 役員ならびに任期

第13条 本会に次の役員をおき、任期を定めます。

1. 役員

生徒会々長1名、生徒会副会長2名、生徒会書記2名、総務（学習、風紀、美化、保健体育、給食、図書）6名、学年別各委員会正副代表（学習、風紀、美化、保健体育、給食、図書）各1名、学級各委員、学習、風紀、美化、保健体育、給食、図書、男女各1名、学級正副委員長

2. 任期

執行部役員、その他の役員は、任期を6ヶ月とし10月と3月に改選する。

第14条 役員はすべて選挙により決めます。選挙規定は次のとおりです。

1. 執行部・総務（学習、風紀、美化、保健体育、給食、図書）
 - (1) 会長、副会長、会計、学習総務、風紀総務、美化総務、保健体育総務、給食総務、図書総務の別に立候補し、会員の直接選挙で選出する。立候補者は前期2・3年生、後期1・2年生のみとする。
 - (2) 会長は2年生の最高得票者とする。
 - (3) 副会長は1、2年生より得票の多い者とする。
 - (4) 会計、総務はそれぞれの立候補者のうちより得票の多い者とする。
2. 各部署委員、学級正副委員長。
 - (1) 各委員会（学習、風紀、美化、保健体育、給食、図書）正副代表は学年ごとに各委員会の委員より選出され同性としない。各委員は学級ごとに男女1名を選出する。
 - (2) 学級正副委員長は学級構成員より互選し同性としない。
3. 注意事項
 - (1) 天王寺川中学校の生徒は、すべて選挙権をもつ。
 - (2) 立候補者は本人の意思による者、ならびに、他の会員より推薦を受けたものとする。
 - (3) 選挙運動は届出が受理されたのち、すぐに行うことができる。
 - (4) 立候補者のポスターの枚数は2枚とする。
 - (5) ポスターの掲示は管理委員会の検印を必要とする。（検印なきものは無効とする。）
 - (6) 選挙違反は選挙管理委員会を経て、顧問会により立候補および当選を無効にする。

(7) 立候補者の立ち会い演説会の応援弁士は、1名とする。学年は他学年でもよい。

(8) 立会い演説会の時間は、5分以内とする。

第15条

1. 生徒会々長は生徒会を代表し、副会長は会長を補佐し会長不在のときは代理を行う。また、生徒会事務を処理する。
2. 生徒会々計は顧問の指導補佐を受けて会計事務をする。
3. 総務は各委員会に司会者として出席し、総意をまとめると同時に各学年、各委員会の連絡調整にあたる。
4. 学年各委員会（学習、風紀、美化、保健体育、給食、図書）正副代表は、学年各委員会の司会者として総意をまとめると同時に、各学級、学年および全校の連絡調整にあたる。
5. 学級委員長は学級における各委員会の活動を統括し、行事や学級活動などを通して学級をまとめ、友愛に満ちた規律ある学級づくりに努力する。
6. 学級副委員長は上記の仕事を委員長と協力して行う。
7. 学習委員は学習態度や環境に留意し、お互いの学習意欲を高めるよう努力する。
8. 風紀委員は規律正しく楽しい校内生活の推進にとりくみ、よき校風をつくりあげるよう努力する。
9. 美化委員は気持ちよく生活できるように心がけ、美しい環境づくりに努力する。
10. 保健体育委員は体育活動や学校保健活動に参加し、保健衛生への関心を深めさせ健全で健康な心身の発達に努力する。
11. 給食委員は給食が円滑に行われるよう業務を行い、生徒の健やかな身体の育成に努力する。
12. 図書委員は学校図書館を運営し、全校生徒の読書活動を推進する取り組みを行うよう努力する。

第5章 会計

- 第16条 本会の経費は会費その他寄付金をあてる。
- 第17条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第18条 会計報告は次年度最初の生徒総会で行い、会計事務は生徒会々計の顧問の指導補佐を受けて行う。

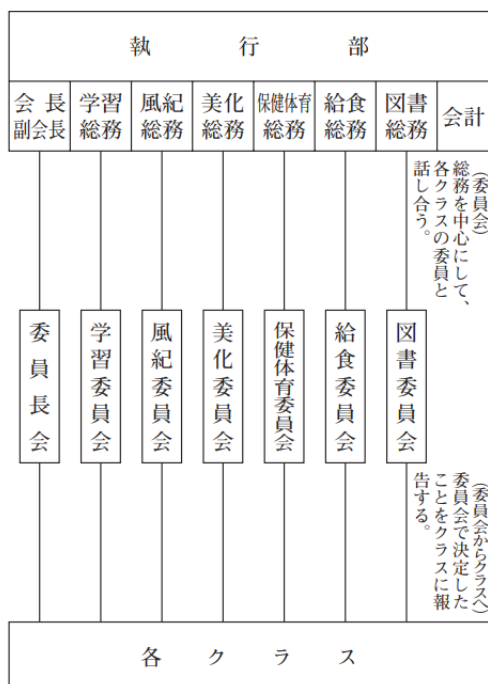
第6章 慶弔

- 第19条 本会の慶弔規定を次のように定める。
- 生徒死亡香料 3,000円
しきみ 1対

第7章 付則

- 第20条 本会に関する事項はすべて校長の承認を得なければならない。
- 第21条 本会の運営に必要な細則は別に定める。
- 第22条 この規約の改正は執行部会の3分の2以上の賛成を経たのち、生徒総会の承認を得なければならない。

生徒会組織図



わたしたちの学校生活の約束 学校への諸連絡心得

- 欠席・遅刻は保護者が電話連絡または、Googleformsを活用する。早退・体育見学など事前に判明しているときには、事前に担任、教科担任に届ける。
- 校外での事故・被害、住所・電話番号の変更などは、すぐに担任に届ける。
- 校内での事故・病気は保健室を利用し、早退する必要があるときは、担任や学年職員の許可を得たのち下校する。また、早退した場合は、帰宅後すぐに学校に報告の電話連絡をする。
保健室で休養するときには保健体育委員が教科担任に連絡する。
(教科担任は担任に報告する。)
- 校内で被害にあったり、見たりした場合には、できるだけ早く、近くの先生に連絡する。
- 校具やガラス・清掃用具などの公共物を破損したときには、すぐ担任に連絡する。
- 忌引の日数は下記のとおりとする。
父母の場合・・・7日
祖父母の場合・・・5日
兄弟姉妹の場合・・・5日
叔伯父母の場合・・・3日
従兄弟姉妹の場合・・・1日
曾祖父母の場合・・・3日

学校施設、設備の使用心得

- 平常時における心得
 - 教室内(特別教室等も含む)および廊下では上ばきを着用する。上ばきは所定の靴を使用する。また体育館では所定の体育館シューズを履き、上ばきと区別を明確にする。
 - 教室内(特別教室も含む)および廊下で、あばれたり、ボール投げたり等は絶対にしない。(けがをしたり、器物を破損したりする原因になる。)
 - 机、椅子、用具庫等の設備・用具は落書きなどをしない。大切に使用する。設備、

用具等を破損した場合には担任の先生に必ず届ける。

- (4) 教室、特別教室の窓ぎわにある棚の上は危険であるため座らない。また机の上にも座らない。
- (5) 特別教室に備えてある、備品、設備、校具等は担当教員の指示に従って使用する。
- (6) 教室、特別教室および体育館倉庫、体育倉庫等に設備されている“鍵”の借用にあたっては担当教員の指示を受ける。もし、担当教員が不在のときは他の教員にその理由を告げ、許可を得て借用する。
- (7) トイレの使用はエチケットを守り、汚したり、落書きをしたりは絶対にしない。また、扉の開閉、器物は大切に扱う。
- (8) トイレでは備えつけの紙以外は使用しない。また、紙を粗末にしない。
- (9) トイレでの更衣はしない。
- (10) 手洗い場は常に清潔にし、蛇口を破損ないように気をつける。
- (11) 教室、廊下、運動場等はみんなが使用する場所であるから、お互いに美化に心がけ、もしゴミ等が落ちていれば拾い、積極的に美化に努める。

2. 休日、祝日、休業日における心得

- (1) 教室、特別教室、体育館、体育倉庫、プール、部室、コート等は学校長、担当者が許可した場合以外は無断で使用しない。許可のあった場合でも使用責任者（担任、顧問）が不在のときには上記の場所を使用しない。
- (2) 許可を得て使用した後は必ず清掃を行い、用具等も必ず片付ける。
- (3) その他は平常時の心得に準じる。

頭髪についての心得

1. 常に頭髪を清潔にすること。
※髪型は健康や学習に支障のないように工夫し、髪を整えます。
2. 付帯事項
 - (1) 前髪は目にかからないこと。目にかかる場合は髪の毛を切るか、ヘアピンでとめるか、工夫をしましょう。

- (2) 後髪は肩にかからないようにしましょう。肩にかかる場合は、髪の毛を切るか、くくるか、工夫をしましょう。くくる場合は、帽子をかぶる際に支障が出ない位置で髪をくくりましょう。

※ヘアピン、ゴムはアクセサリーのない黒・紺・茶色を使用しましょう。

- (3) 式典や行事、受検（験）等を見据えた髪型にしましょう。
- (4) 特殊な髪型はやめましょう。極端な刈り上げ（3mm以上が望ましいです）、剃り込み、ウェーブ、パーマ、毛染め、脱色などはやめましょう。まゆ毛は剃ったり、抜いたりしません。
- (5) 整髪料は使いません。

服装についての心得

服装は常に簡素、清潔なものとし、華美なもの、風変わりなものにしません。

1. 制服の移行期間は、特に設定はしません。気候や自分の体調に合わせた服装を選びましょう。
2. 式典や行事、気温に合わせて、服装を指定する場合があります。
3. 標準服
 - (1) 冬服
 - ① 紺色のブレザーとしスラックスまたはスカートを着用します。
 - ② ブレザーの左物ポケット上部に校章、学級章、名札をとめたホルダーをつけます。
 - ③ 制服のうちには白色カッターシャツを着用します。
 - ④ ネクタイをつけます。
 - ⑤ スラックスを履く際には、黒色ベルトを着用します。ただし、華美でないものとします。
 - ⑥ スカート吊りベルトの必要な場合は、黒または紺色の吊りベルトを使用してください。

(2) 夏服

- ① 学校指定のポロシャツとします。

- ② 左胸ポケット上部の名札テープに校章、学級章、名札をとめたホルダーをつけます。
- ③ ネクタイは使用しません。
- ④ スラックスを履く際には、黒色ベルトを着用します。ただし、華美でないものとしします。
- ⑤ スカート吊りベルトの必要な場合は、黒または紺色の吊りベルトを使用してください。

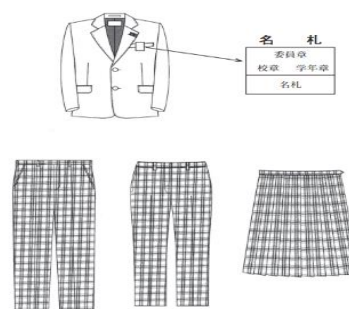
(3) 長そで・半そでカッターシャツを着用する時は、ズボン・スカートの中に裾を入れることとします。半そでポロシャツを着用する時のみ、裾をズボン・スカートの外に出して、着用してもよいものとしします。

始業式や終業式の儀式的式典の時に半そでポロシャツを着用する時は、白色のものを着用します。

4. 体調、気候に応じて、冬服・長そでカッターシャツ・夏服を選択して登校しましょう。
5. 制服の内にはV字セーターを着用してもよいですが、色は紺、黒の無地とします。また、制服からはみ出ないように着用しましょう。また、校内ではセーター姿で生活を送ってもかまいませんが、必ず名札は着用しましょう。
6. コート・レインコートなどの防寒具は、着用しても構いませんが、華美でないもの、汚れや破損しても良いものを着用し、ロッカーに収納できるものを使用しましょう。
7. マフラー・手袋・コートなどの防寒具は登下校時のみ着用します。校舎内では使用しません。着用期間については、「生徒指導だより」を通じて案内します。
8. 外履きは運動靴とし、色は自由としますが、制服に合うように華美でないものとしします。ただし、皮靴やサンダル、ワークブーツなどは運動に適していないものがある為、使用はしません。
9. 校舎内では上ぐつ、体育館では、体育館シューズを使用します。
10. 靴下は白・黒・紺・グレーで単色のみとし、ロゴの入った靴下も可とします。寒いときはベージュ、黒色のストッキングまたはスパッツ、タイツを着用してもかまいませんが、靴下も必ず着用します。

11. 病気・転入後等の特別な場合には担任の許可を得て、期間を定め特別なものを着用してもかまいません。

男女共通標準服



12. 以下の販売店で指定の制服を購入します。

“みふく洋服店”

伊丹市西台2丁目2-3 ワイエムケイビル201
TEL 072-772-8176

“日本ユニホームKK”

宝塚市伊子志3-14-29
TEL 0797-73-2100

“(株)いなだ”

尼崎市人庄西町2丁目18号 大庄新市場
TEL06-6416-5036

所持品についての心得

学校生活に必要な学用品をはじめ、学習意欲を高め、学習の補助的性格をもつ持ち物は校内で利用・使用してもかまいませんが、学校生活に直接必要でない高価な品物・装飾品・ゲーム類・スマートフォン・音楽プレーヤーは学校に持ってきません。

1. 貴重品（時計・カメラ・音楽プレーヤー・携帯電話・不必要な金銭、財布など）は持って来ません。
2. 必要によって貴重品を持参したときは、担任の先生に預けます。
3. 所持品には必ず、学年・組・氏名を明記しましょう。
4. 不必要な物・危険な物（ライター・ナイフなど）は所持しません。
5. 学級活動・部活動などで利用するとき以外はゲーム類・音楽プレーヤーなどを持って来ません。

6. おやつやジュース、インスタント食品等を持参したり、飲食（昼食時間も含む）したりしません。
7. 装飾品（ネックレス・イヤリング・腕輪・指輪・ピアスなど）を身につけたり、持参したりしません。

ことば遣い・礼儀作法の心得

状況に合った正しい礼儀作法・ことば遣いを身につけよう。

1. 礼儀作法

- (1) 登校・下校のときは先生や友人にあいさつをしましょう。
- (2) 先生や来訪者に会ったときにはあいさつをしましょう。
- (3) 校長室・職員室・その他の部屋に出入するときには、許可（ノック、失礼します等）を得て入り、あいさつ（失礼しました）をして出ましょう。
- (4) 交際はお互いの人格を尊重して礼儀正しくしましょう。
- (5) 授業に遅れた場合は先生にその理由をはっきりと言って着席しましょう。
- (6) 借りた物は大切に扱い、早目に責任をもって返しましょう。
- (7) 人に依頼するときには相手の都合をまず、聞きましょう。
- (8) 多数の者が物を買ったり、校具などを使用したりするときは順序よく並びましょう。
- (9) 呼ばれたとき、指名されたときには、“はい”と元気よく返事をしましょう。

2. ことば遣い

- (1) 依頼するとき
すみませんが、お願いします。
よろしく、お願いします。
- (2) 尋ねるとき
どうですか。
～してよろしいですか。
(相手の都合)
- (3) あやまるとき
～してすみません。
- (4) あいさつのとき
おはようございます。

こんにちは。

さようなら。

(5) お礼のとき

ありがとう

すみませんでした。

3. 一般的

- (1) ～ます。～です。調で話をしよう。
- (2) 自分の言いたいことをはっきりと言おう。

健康と安全についての心得

1. 禁止事項（絶対にしてはならないこと）

- (1) 廊下・階段は右側通行を守り、廊下を走ったり、階段をとびおたりしません。
- (2) 校舎内ではボール遊び・バット振り・その他危険な遊びはしません。
- (3) 庭園・体育館では遊びません。
- (4) 許可を得て自転車を置く場所は指定された場所に置きましょう。
- (5) たん、つば、紙くずなどは所定の場所以外には、はいたり、捨てたりしません。
- (6) 通学は指示された通学路を通り、それ以外の道は利用しません。

2. 奨励事項

（自主的に進んでやらなければならないこと）

- (1) 食事前には手を洗い、うがいをしよう。
- (2) 清潔なタオルやハンカチおよびティッシュを所持して、登校しよう。
- (3) 校舎内では上履きのかかとをふまないようにしよう。
- (4) 休けい時間には常に窓を開放し、換気に努めよう。
- (5) 常に姿勢よく学習や生活をしよう
- (6) 身体的に異常のない限り、給食を残さず食べるようにしよう。

3. 保健室の利用について

- (1) 保健室は急な怪我や体調が悪くなった場合に利用しよう。
- (2) 保健室での救急処置は先生の指示を受け、薬は勝手に使用しません。
- (3) 利用後については、保健室から発行される連絡表を教科担任に提出し、教科担任は確認後、担任に提出します。

- (4) 基本的に緊急時を除き、授業中・清掃時間の利用を避け、可能な限り休み時間・放課後の利用を心がけよう。
- (5) 校内で負傷した場合には係・担任・養護教諭に必ず報告しよう。
- (6) 健康診断結果等受診を指示された場合はすみやかに医師の診断・治療を受けよう。

掲示物についての心得

校内生活における掲示・出版・放送の役割は生徒間あるいは先生と生徒間の様々な連絡事項や情報の交換を行うことにあり、それによって相互の連帯と信頼を深め、校内生活の秩序の維持とその発展を願うところのものでなければならない。

1. 掲示・出版・放送するにあたっては、その内容を正確、確実、迅速に伝達するものでなければならないのは言うまでもなく、それが校内生活とどのように関係していくのかを常に考慮しなければならない。
2. 掲示について
 - (1) 掲示物は校内生活全体にかかわっており、それを個人あるいは一部分だけの利益や遊びを目的として掲示しない。
 - (2) 掲示物を掲示したい場合には係の先生に申し出て許可を得なければならない。
 - (3) 掲示する場合には指定された場所に掲示し、それ以外の場所には掲示しない。
 - (4) 掲示物を許可なく取りはずしたり、移動させたりしてはならない。
 - (5) 掲示物を破ったり、落書きなどをしたりしてはならない。
 - (6) 壁に直接テープで掲示物を貼らない。

部活動のきまり

1. 活動時間

	終了時刻	下校時刻
4～8月	6:00	6:15
9月	6:00	6:15
	5:30	5:45
10月	5:30	5:45
	5:00	5:15
11月	4:45	5:00
12月	4:45	5:00
1月	5:00	5:15
2月	5:15	5:30
3月	5:45	6:00

※9月は、体育大会の前後で分ける。

※10月は、中間テストの前後で分ける。

休業中は別に定める。

但し、行事、天候の状況等で活動時間より早く下校させることがある。

2. 朝の活動

- ・午前7時30分～8時00分まで30分とする。但し、公式試合の場合はこの限りとししない。
- ・活動内容が激しい活動にならないようにする。

3. 体育館の使用活動

- ・顧問およびキャプテン会で決める。

4. 更衣場所

- ・更衣は指定された場所で行い、荷物は活動場所に持っていく。
- ・貴重品は指導顧問にあずける。

5. 延長許可

- ・活動の延長は公式試合1週間前に限り、顧問の指導のもとに認める。
- ・指導者のない場合は延長を認めない。

6. 定期試験前の活動

- ・定期試験前1週間は活動を禁止する。
- ・早朝練習は、休日を除いた3日前から停止とする。
- ・公式試合がこの期間にある場合は活動の延長をしないで認める。

7. 行事との関係

- ・学校行事、生徒会行事は、部活動を制限する場合がある。
- ・教員の校外研究日の活動は原則として禁止する。
- ・その他はその都度係で検討し、連絡する。

8. 休日、祝日、休業日の活動

- ・活動時間は指導顧問の指示に従い行うこと。
- ・指導顧問は全員の更衣終了を確認して、下校の指示を行う。
- ・指導顧問の不在のときは活動を禁止する。(帰宅指示はキャプテンがする。)
- ・学校施設、設備の使用心得を守って活動させる。
- ・指導顧問は使用する運動場、コート、体育館などを事前に学校長、係に連絡する。

9. 校外へ応援に行く生徒

- ・試合会場やホールへ行く場合は、公共交通機関を利用する。
- ・学校生活と同様に服装は制服、靴はサブバッグを使用する。また、風紀の規則を正しく守り、学校生活と同様に携帯電話（スマートフォン）、おもちゃ、お菓子など不要物は持って行かない。

10. その他

- ・活動場所への移動は複数で行う。特に女子は単独行動をしない。
- ・顧問は危険な場所を登下校する生徒の把握をしておく。下校させる時間を考慮する。
- ・試合等で予定より遅くなる場合、指導顧問が責任をもって家庭連絡をする。
- ・平日顧問不在のときは他の顧問に必ず連絡しておく。

学校図書館利用の心得

- ・本を友人にし、たくさん読もう。
- ・中の広い読書をしよう。

1. 図書利用

原則、月曜日から金曜日までの各昼食時間（昼休み）および週2回程度の朝と放課後とする。

- (1) 館内は読書、学習の場として利用する。
- (2) 館内では、静かに読書、学習をする。
- (3) 本はていねいに扱う。本に書き込みをしたり、線やしるしをしたり、切り抜いたりしない。
- (4) 机、いす、その他の備品をよごしたり、傷つけたりしない。
- (5) 閲覧後はあと始末、整理をする。
- (6) 学習時間、自習時間などで館内を利用するときは、前もって係の先生に届ける。

2. 貸し出し

原則、月曜日から金曜日までの各昼食時間（昼休み）および週2回程度の朝と放課後とする。

- (1) 1人1回5冊までとする。
- (2) 禁帯出の図書、辞書類は、貸し出さない。
- (3) 貸し出しの手続きはカウンターで貸し出しの処理をして持ち帰る。
- (4) 無断で本を持ち出してはならない。

3. 返却期日

貸し出し日より2週間後とする。

- (1) 返却日には必ず本を返す。
- (2) 返却のときは本を渡し、係に手続きをしてもらう。
- (3) 同じ本を引き続き借りたいときは返却予定日に1度返却し、改めて貸し出しの手続きをする。

校外生活についての心得

常に天王寺川中学校の生徒としての品位と節度を保ち、家庭・地域社会でのコミュニケーションにより共同思考、安定感を図り、奉仕的な活動を通して喜びを感じる生活をしよう。

1. 外出時は質素・清潔な中学生らしい服装をしましょう。
 - (1) 外出時には、行き先、帰宅時間を家の人に告げよう。
 - (2) 個人またはグループでの夜間外出、外泊は絶対にしない。行事等の打ち上げも同様とします。
 - (3) 夜道の1人歩きは危険なため、人通りの少ない所は避け、気をつけ、注意する。
 - (4) 休日・祝日・休業日・下校後に学級・部活動等で登校する場合には、制服（又は、活動時の服装）を着用する。
 - (5) ゲームセンター、映画館、カラオケボックス、コンサート、ボウリング場などへ、生徒だけで行くことはやめよう。
 - (6) 特に用事もないのに、スーパーや大型ショッピングモールなどへ行くことはやめよう。
 - (7) 外出中に恐かつ・暴力・痴漢行為などの被害を受けた場合には、恐れずにすぐ警察に連絡し、その後学校にも連絡する。
2. 地域社会に迷惑のかかる不健全な遊びに落ちないように注意しよう。
 - (1) 喫煙・火薬・刃物・薬物などの遊びは危険なので、絶対しない。
 - (2) 花火・ローラースケート・スケートボードなどは場所、状況、時間などを考えてしよう。
3. 余暇を意義ある時間として位置づけ、楽しい健全な時間にしよう。

- (1) 趣味的な活動・読書活動・スポーツなどによって心身の豊かな人間になろう。
 - (2) 奉仕活動としての地域の社会教育団体（ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会など）に積極的に取り組み、年少者の模範になろう。
 - (3) 地域ばかりでなく、家庭生活の充実に積極的に取り組もう。
4. 交通道德・交通規則などをよく守り、事故防止に努める。
- (1) 徒歩の場合も交通規則を守り、正しく通行・横断する。
 - (2) 自転車の2人乗り・並進・無灯火等の運転は危険であり、違反になるので絶対にしない。保険（自転車損害賠償保険）等に必ず加入する。
 - (3) 単車・自動車の運転は自他とも生命をとまなう事故になるため、絶対にしない。
 - (4) 登校には自転車は利用しない。但し、許可を事前に受けた場合はのぞく。

の学校生活に活かし、赤十字の組織や機能を利用して、世のため人のためにつくすよう心がける。

(2) 誓い

青少年赤十字の一員として、つねに次の誓いを心に秘めて行動する。「私は青少年赤十字の一員として心身を強健にし、人のためと郷土社会のため、国家と世界のためにつくすことを誓います。」

(3) 具体的な実践目標

- ①生命と健康を大切にする。

— 健康・安全 —

- ②人間として社会のため、人のためにつくす責任を自覚し実行する。

— 奉仕 —

- ③ 広く世界の青少年を知り、なかよく助けあう精神を養う

— 国際理解・親善 —

募金についての心得

- 1. 様々な募金があるが、教行部会で検討し、生徒会活動として行う。
- 2. 生徒の不幸（病気・死亡・火災等）の場合には、係・担任の指導により、生徒会・学級で行うことがある。

アルバイトの心得

満15才未満の少年（生徒）の労働は労働基準法で原則的には禁止されている。

やむを得ない事情のある場合には、保護者と担任で相談の上、必ず学校にアルバイト届けを提出し、学校長の承認を得て労働基準監督署長の許可を得る。

青少年赤十字について

青少年赤十字(JRC)の活動

- (1) 平和を理想とし、「愛と奉仕をモットーとする国際的な団体の一員」であることの誇りをもち、つねにこのことを自覚し日々